



65 歳以上の
みなさまへ

介護保険料についての お知らせ

介護保険は、40 歳以上の方が加入して、
老後の自立した生活を社会全体で支え合
う制度です。

保険料は、介護保険制度を運営するた
めの大切な財源です。



1. 介護保険制度の財源

介護保険制度は、介護保険料と公費で運営されています。

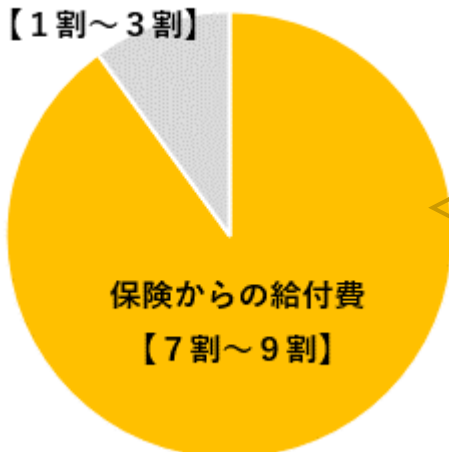
要支援・要介護認定を受けた方が利用する介護保険サービスの費用（介護給付費）は、原則としてかかった費用の1割をサービス利用者が負担します。ただし、一定以上の所得者は自己負担割合が2割もしくは3割となります。また、介護保険の財源は下記の図のとおり、国・県・町の公費と、40 歳以上の方が支払う介護保険料でまかなわれています。

保険料の負担割合は、全国の 65 歳以上の第 1 号被保険者と 40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者の人口割合により、3 年ごとに決定されます。

※介護保険料は 40 歳以上の方全員が納めますが、第 1 号被保険者（65 歳以上の方）と第 2 号被保険者（40～64 歳の方）で決め方や納め方が異なります。

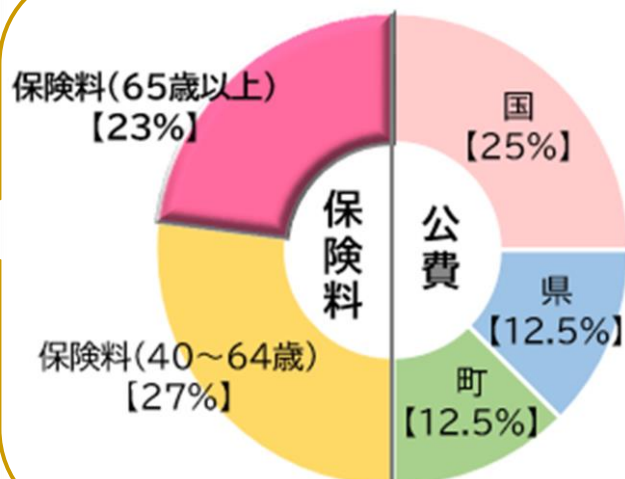
利用者の自己負担

【1 割～3 割】



保険料(65歳以上)
【23%】

保険料(40～64歳)
【27%】



2. 65 歳以上の方の保険料

介護保険料は、本人の所得や世帯状況に応じて決められます。

第9期介護保険事業計画で決められた「基準額※」をもとに、世帯の課税状況や個人の所得などに応じて13段階に分けられ、個人ごとに決まります。

※【基準額】 令和6年度～令和8年度保険料基準額：78,000円（年額）
 基準額＝必要な介護サービスの総費用×65歳以上の方の負担分（23％）÷
 大月町に住む65歳以上の人数

所得段階別介護保険料額（令和6年度～令和8年度）

段階区分	対象者	保険料率	年額
第1段階※	<u>世帯全員</u> ・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金を受給している方 ・本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円以下の方	基準額 ×0.455※ (0.285)	35,490円 (22,230円)
第2段階※	住民税 非課税 ・本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円を超え、120万円以下の方	基準額 ×0.685※ (0.485)	53,430円 (37,830円)
第3段階※	・本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.69※ (0.685)	53,820円 (53,430円)
第4段階	本人 住民税 非課税 ・本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円以下の方	基準額 ×0.90	70,200円
第5段階	<u>世帯員</u> 住民税 課税 ・本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円を超える方	基準額	78,000円
第6段階	・前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	93,600円
第7段階	・前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	101,400円
第8段階	・前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	117,000円
第9段階	<u>本人</u> 住民税 課税 ・前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.70	132,600円
第10段階	・前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.90	148,200円
第11段階	・前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.10	163,800円
第12段階	・前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.30	179,400円
第13段階	・前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.40	187,200円

「課税年金収入額」とは

国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことです。
障害年金、遺族年金などの非課税年金は含まれません。

「合計所得金額」とは

- ・収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
- ・土地・建物などの譲渡所得は、特別控除額差し引き後の金額で算定します。
- ・合計所得金額がマイナスの場合は0円として計算します。

※R7.4.1 施行の介護保険施行令改正により、第 1.2.4.5 段階の基準として用いられる年金収入等の金額が 80 万から 80 万 9000 円に見直されました。

◎低所得者の介護保険料負担の軽減

第1段階から第3段階については、公費負担による軽減を実施しているため、実質の保険料率は基準額の 0.285、0.485、0.685 となります。（ ）内の割合及び保険料額が、軽減後の数値になります。

保険料は、4月から翌年3月までを1年として計算しますが、年度の途中で資格を取得（65歳到達、他の市町村から転入）または喪失（死亡、他の市町村に転出）した場合は、資格を取得した月からまたは喪失した月の前月分までを月割りで計算します。

保険料の賦課期日は当該年度の4月1日となります。ただし、年度の途中で65歳に到達した方は誕生日の前日、本町に転入してきた方は転入日（いずれも資格取得日）が賦課期日となります。世帯状況については、賦課期日時点（4月1日）の住民登録で判断します。

3. 保険料の納め方

介護保険料の納め方は、特別徴収と普通徴収の2種類があります。

65歳以上の方

市町村へ納付します。
夫婦ともに65歳以上の場合、別計算でそれぞれ納めていただきます。

40～64歳の方

加入している医療保険者へ、医療保険と合わせて納付します。

特 別 徴 収（年金から天引き）

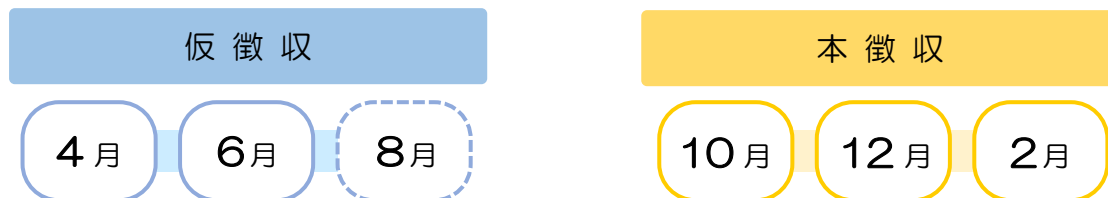
- 年金受給額が年額 **18万円以上**の方
- ※特別徴収となることが法令により定められていますので、納付書や口座振替による納付方法を選ぶことはできません。

普 通 徴 収（納付書または口座振替）

- 年金受給額が年額 **18万円未満**の方
- 老齢福祉年金を受給されている方
- 年金を受給していない方

特別徴収 年金からの天引き

4月・6月・8月は、仮に算定された保険料を納め（仮徴収）、10月・12月・2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます（本徴収）。
当該年度の住民税の決定をもとに本算定した年額保険料額を7月に通知します。



4月と6月については、当該年度の住民税が確定していないため、前年度の2月と同額を仮徴収の保険料として納めます。8月については、仮徴収額と本算定額との差を抑えるために、徴収額を調整する場合があります（平準化）。

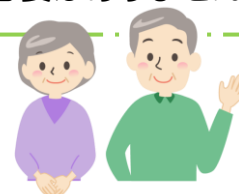
！ 特別徴収にならない場合

- 年度途中で介護保険料が変更になった場合
- 年度途中で65歳に到達した方※
- 年度途中で他の市町村から転入された方※
- 年金の支給が差し止めになった、または年金を担保に融資を受けた方
- 年金の受給時期を繰り下げている方

※年金天引きの開始時期について

65歳到達月 年金新規裁定月 町外からの転入月	年金天引きの開始目安
4月～9月	翌年度 4月
10月～11月	翌年度 6月
12月～1月	翌年度 8月
2月～3月	翌年度 10月

年金天引きは自動的に開始されるため、手続きの必要はありません。



普通徴収 納付書または口座振替による納付

7月に納付書を送付しますので、納期限までに金融機関またはコンビニエンスストアで納めてください。

💡 忙しい方、なかなか外出ができない方は、口座振替が便利です。

口座振替をご希望の方は、納付書、通帳、印鑑（通帳届出印）をご持参のうえ、直接金融機関の窓口でお申し込みください。

なお、年金天引きが開始されると、口座振替は自動的に停止されます。

4. 保険料の減免制度について

次の理由により保険料の納付が困難な場合は、減免を受けられる場合があります。

対象となる条件

- (1) 災害等により、住宅・家財等に著しい損害を受けた場合
- (2) 生計維持者の収入が死亡・長期入院により著しく減少する場合
- (3) 生計維持者の収入が失業・事業の休廃止により著しく減少する場合
- (4) 生計維持者の収入が干ばつ・冷害・不漁により著しく減少する場合

申請期限があり、納期限を過ぎたものは対象となりませんので、速やかに減免の申請をしてください。

5. 保険料を滞納した場合

特別な事情なく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

納期限を
過ぎると

納付までの日数や金額に応じて**延滞金**が発生する場合があります。延滞金額を加算して納めなければなりません。

1年以上
滞納すると

利用したサービス費はいったん**全額を自己負担**となります。申請により本来の自己負担を除く費用が払い戻しされます。

1年6か月以上
滞納すると

引き続き、**全額自己負担**となり、申請しても保険給付費の**一部または全額が一時的に差し止め**られます。滞納が続く場合は、差し止められた額から滞納分を差し引かれる場合があります。

2年以上
滞納すると

上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費の**自己負担割合が3割または4割に増加**し、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などの支給が受けられなくなります。

上記以外の
措置について

保険料の未納期間や介護サービスの有無にかかわらず、法令に定められた滞納処分として、預貯金・生命保険等の財産を差し押さえられる場合があります。